

ロイヤルセラピスト協会認定講座 受講規約

(2013年5月1日制定・2019年7月5日オンライン署名改訂版)

ロイヤルセラピスト協会認定講座受講規約(以下「本規約」という)は、ロイヤルセラピスト協会認定講座(以下「RTA 認定講座」という)を受講されようとしている個人(以下「受講生」という)が、本規約に定める条件を受諾することをもって、RTA 認定講座を受講することを認めるものとする。

本規約条項に同意できない場合は、RTA 認定講座を受講することはできない。

第1条(権利の帰属)

受講生は、RTA 認定講座に関わる著作権、商標権、およびその他一切の知的財産権(RTA ロゴ、商標、テキスト、手順シート、手技、その他教材一式)及びノウハウが、RTA に帰属することを確認する。

第2条(受講契約)

- ① 受講生は、受講契約は受講生とRTA指定スクールとの間で交わされるものであり、個別の受講契約に関してRTAは一切の責任を負うものではないことを確認する。
- ② 受講契約の内容については「RTA指定スクール総合受講申込書」「申し込み概要書面」による。

第3条(認定試験合格後の権利義務)

受講生は、認定試験に合格した講座内容に従った内容について、名称の如何を問わず、家族や友人に対する無償の施術のみを行うことができるものとし、それ以外の第三者(認定試験に合格していない者にあつては全ての者)への施術や講座開講、有償(無償であっても、他の営業への顧客誘因の目的の場合を含む)の施術や講座開講を行うことはできない。

第4条(禁止事項)

- ① 受講生は RTA 認定講座を受講する権利を賃貸、貸与、譲渡、転売することはできない。
- ② 受講生は RTA 認定講座の教材を第三者に配布、転売することはできない。
- ③ 受講生は RTA 認定講座の教材を複製することはできない。

第5条(規約の適用)

本規約は RTA 認定講座受講中のみならず、受講終了後 RTA 認定試験を受験していない者、不合格の者、ならびに RTA 未加入者、RTA 認定講師資格を有していない者、RTA 退会者にも適用される。

第6条(損害賠償)

- ① 本規約の定め反する行為を行った場合には、受講生(受講終了後、未加入も含む)は RTA の被った一切の損害を賠償する義務を負う。
- ② 受講生が本規約第3条または第4条に反する行為を行った場合には、当該行為により受講生が得た対価自体を RTA の損害とみなす。

第7条(管轄)

本規約に基づく受講生と RTA との間の紛争については、東京地方裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

私は RTA 認定講座を受講するにあたり、上記規約を遵守することを約束します。私が上記規約を遵守しなかった場合、貴協会から損害賠償の請求を受けても異議を申し立てません。

ロイヤルセラピスト協会 御中

署名日

RTA8 桁 ID

署名

ロイヤルセラピスト協会賛助会員加入規約

(2013年5月1日改訂・2019年7月5日オンライン署名改訂版)

第1条(趣旨)

ロイヤルセラピスト協会(以下「RTA」という)の賛助会員(以下「加入者」という)は、本規約に定める加入者となるための条件を受諾して、その資格の認定を受けた上、RTAの許諾のもとに、その標章であるRTAの統一的、同一のイメージのもとに、RTAの提唱する趣旨に則した活動をするものとする。

第2条(独立の事業者)

- ① 加入者は、RTAとは別個独立の事業者であり、RTAの社員・代理人または使用人ではないこと、RTAの立場を騙って法律行為、商行為その他の行為を行なう何らの権限や地位をもつかのような表示を行い、またそのように行動するいかなる権限もないことを確認する。
- ② 加入者の活動は、すべて加入者の独自の責任と手腕により行なわれ、自らの判断と責任において、従業員の雇用、営業活動等を行うものとする。

第3条(加入資格)

- ① 加入希望者は、RTAへの加入にあたっては、下記要件を満たさなければならない。
 - (1) RTA認定講座受講規約に同意していること。
 - (2) RTAの定める認定試験に合格していること。
 - (3) 所定の申込サイトから必要事項を入力の上、RTAへ申し込みこと。
 - (4) 所定の入会金、年会費を指定口座に納めること。
- ② RTAへの加入は原則として個人としての加入とし、法人が加入しようとする場合には、RTAの文書による承諾を必要とし、本規約のほか、別に定める特約に従うものとする。

第4条(加入審査)

- ① 加入希望者はRTA所定の加入審査を経て、承認を得られた場合に正式な加入が認められる。
- ② 加入希望者は、RTA加入承認の決定、ならびに不承認決定に関してはRTAの審査に権限を委ね、審査結果には異議を申し立てないことを予め確認する。

第5条(権利の帰属)

- ① 加入者は、RTAならびにRTA認定講座に関わる著作権、商標権、およびその他一切の知的財産権(RTAロゴ、商標、テキスト、手順シート、手技、その他教材一式)及びノウハウは、RTAに帰属することを確認する。

第6条(著作権、商標権、およびその他一切の知的財産権の使用権利について)

- ① 加入者がRTA認定講座に関わる著作権、商標権、およびその他一切の知的財産権を使用した、RTA認定講座に関する商行為(教室開催等)を行うためには、RTA認定講師資格を取得する必要があり、同資格を取得していない者はこれら一切の活動を行う権利がないことを確認する。

第7条(加入者の権利義務)

- ① 加入者は、RTAの主催する技術勉強会、セミナー等へ参加する資格を有する。
- ② 加入者は、認定試験に合格した講座内容に従った内容について、名称の如何を問わず、家族や友人に対する無償の施術のみを行うことができるものとし、それ以外の第三者(認定試験に合格していない者にあつては全ての者)への施術や講座開講、有償(無償であっても、他の営業への顧客誘因の目的の場合を含む)の施術や講座開講を行うことはできない。

第8条(禁止事項)

- ① 加入者は、RTAの協会員としての活動と明確に分離しない態様で、RTAが指定していない講座の開講や商品販売その他事業を行ってはならない。
- ② 加入者は、自らRTAを名乗り、その他第三者にRTAと誤認させる表現を使用してはならない。
- ③ 加入者は、RTA認定講座の教材を第三者に配布、転売してはならない。
- ④ 加入者は、RTA認定講座の教材を複製してはならない。
- ⑤ 加入者は、いかなる内容であれ、RTAの名誉を損なうような行為を行ってはならない。

第9条(更新について)

- ① 加入者の加入期間は、2月～翌1月末日までとする。
- ② 加入者は、加入期間満了前日にRTAへ更新の申し込みをすることによって、加入資格の更新をすることができる。

第10条(退会について)

- ① 加入者が加入期間内の途中で退会を希望する場合は、書面にてRTAに届出するものとし、RTAが届出を受理することによって退会が承認される。
- ② 途中退会時における年会費の返金は行なわない。
- ③ 加入者が加入期間満了時に更新申込をしない場合には、退会をしたものとみなす。
- ④ 加入者がRTAを退会した場合は加入者としての全ての権利を失う。
- ⑤ 加入者がRTAを退会した後においても、本規約及び「ロイヤルセラピスト協会認定講座受講規約」に服するものとする。

第11条(除名)

- ① 加入者が本規約の定め反する行為を行った場合及びRTAとの信頼関係を失う行為を行った場合には、RTAは加入者を除名するものとする。この場合、加入者は当該除名処分について一切異議を申し立てない。
- ② 加入者が除名処分となった後においても、本規約ならびに「ロイヤルセラピスト協会認定講座受講規約」に服するものとする。

第12条(損害賠償)

- ① 加入者が本規約の定め反する行為を行った場合、加入者はRTAに、当該違反行為によって得た受講料、商品代金等一切の收受の合計金額と同等の損害賠償義務を負うものとする。なお、RTAの被る損害が上記金額を超える場合には、加入者は、RTAの被った一切の損害を賠償する義務を負う。
- ② 加入者がそれ以外の定め反した場合には、加入者はRTAの被った一切の損害を賠償する義務を負う。

第13条(管轄)

本規約に基づく加入者とRTAとの間の紛争については、東京地方裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

私は貴協会に加入し、加入者として活動するにあたり、上記規約を遵守することを約束します。私が上記規約を遵守しなかった場合、加入資格を取り消されることについて予め承すとともに、貴協会から損害賠償の請求を受けても異議を申し立てません。

ロイヤルセラピスト協会 御中

署名日

RTA8 桁 ID

署名

ロイヤルセラピスト協会認定講師規約

(2014年4月1日改正・2019年7月5日オンライン署名改訂版)

第1条(趣 旨)

本規約は、ロイヤルセラピスト協会(以下「RTA」という)の認定講師(以下「RTA 認定講師」という)が、RTA 指定スクールを開業するにあたり、本規約に定める RTA 認定講師となるための条件を受諾して、その資格の認定を受けた上、RTA の許諾のもとに、その標章である RTA の統一的、同一のイメージのもとに、RTA の提唱する趣旨に則した活動を行うことを目的として、定められる。

第2条(認定条件)

RTA認定講師となろうとする者は、以下の条件を満たすことが必要であり、既にRTA認定講師の資格を有する者も、以下の条件を満たさなくなった場合には、直ちに資格を失うものとする。

- ① RTA 賛助会員加入規約に同意し加入者であること。
- ② RTA が主催(日本セラピスト検定機構が開催)する「RTA講師認定検定」を修了していること。
- ③ RTA が別に定める「RTA 指定スクール開業基準」を満たした RTA 指定スクールを開業すること。

第3条(認定審査)

- ① RTA認定講師(RTA指定スクール開業)となろうとする者はRTAの認定審査を経て、承認を得られた場合に正式なRTA認定講師として認められる。
- ② RTA認定講師(RTA指定スクール開業)となろうとする者は、RTA認定講師(RTA指定スクール開業)認定の決定、ならびに認定取り消し決定に関してはRTAの審査に権限を委ね、審査結果には異議を申し立てない。
- ③ RTA認定講師(RTA指定スクール開業)の審査が通らなかった場合、または認定を取り消されるなどして資格を失った場合には、RTA認定講師、RTA指定スクールの名称使用禁止は勿論のこと、RTAと何らかの関係があるように表示して宣伝活動、講師活動ならびにスクール活動を実施してはならない。

第4条(RTA 認定講師の権利義務)

- ① RTA 認定講師は、RTA の認定講師として、対外的に活動することができる。
- ② RTA 認定講師は、RTA の主催する技術勉強会、セミナー等へ参加する資格を有する。
- ③ RTA 認定講師が指定スクールを開講する場合は、RTA 所定のカリキュラム及び料金に従い、また RTA 所定の教材を利用しなければならない。
- ④ RTA 認定講師はホームページ(ブログや LINE、mixi、Twitter、Facebook などを含む)等広告媒体において、以下の広告掲載規定を遵守しなければならない。
 1. RTAロゴ、RTAの名称または、指定スクールとして登録している屋号や電話番号を記載しているホームページ(リンク先ページも含む)にはRTAに関すること以外の内容を記載してはいけない。また、特定商取引法に従った表記を行わなければならない。
 2. RTAロゴまたはRTAの名称を記載していないオリジナルのホームページやブログであっても、RTA認定講師の肩書きを背負っている立場として、RTAの名誉を損なう表記、またはRTAとの信頼関係を失う表記、ならびに特定商取引法・不正競争取引法に抵触する表記をしてはならない。(特に、RTA認定講座と、他団体の資格講座の混在を禁止します)
 3. 知的財産権(商標権、肖像権・パブリシティ権、著作権)を侵害してはならない。
- ⑤ その他、RTA 認定講師はロイヤルセラピスト協会賛助会員加入規約ならびにRTA 指定スクール開業基準を遵守したスクール運営を行わなければならない。

第5条(RTA 認定講座以外の講座の開校や商品販売その他事業を行う場合について)

- ① RTA 認定講師が、兼業として RTA が指定していない講座の開講や商品販売その他事業を行う場合には、RTA に事前に届け出なければならない。
- ② 届け出のあったRTAが指定していない講座の開講や商品販売その他事業はRTAの審査を経て、承認を得られた場合に兼業として認められる。
- ③ RTA認定講師は、前項の承認の決定、ならびに不承認決定に関してはRTAの審査に権限を委ね、審査結果には異議を申し立てない。

- ④ RTA が承認した場合であっても、RTA が指定していない講座の開講や商品販売その他事業については、RTA 認定講座受講生ならびにRTA 加入者に対して勧誘ならびに販売行為を行ってはならない。《特に、連鎖販売取引(マルチまがい商法)、スピリチュアル系、RTA に類似する資格、同業他社など》
- ⑤ RTA 会員ならびに RTA 認定講師の立場を隠して行う事業であっても、RTA 認定講師の肩書きを背負っている立場であることを自覚して、本規約の定め反する事業を行ってはならない。

第6条(禁止事項)

- ① RTA 認定講師は Web 試験システムを利用して RTA 統一認定試験を受験する際、自身ならびに受講生の試験に際してカンニング・代理受験など、いかなる不正も行ってはならない。
- ② RTA のスクール事業に模倣するビジネス(団体の設立や参加などを含む)を行ってはならない。
- ③ 直接、間接に限らず、第三者(家族を含む)のビジネスに誘引する行為を行ってはならない。
- ④ 個人情報保護法を遵守し、業務上知りえた事項について正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。また、受講生ならびに RTA 加入者の個人情報を第三者に漏洩してはならない。但し、RTA が前記情報及び個人情報の開示を求めた場合にはこの限りではない。
- ⑤ RTA 認定講師は、RTA 認定講座の教材を第三者に配布、転売してはならない。
- ⑥ RTA 認定講師は、RTA 認定講座の教材を複製、または、模倣してはならない。
- ⑦ RTA 認定講師は、いかなる内容であれ、RTA の名誉を損なうような行為を行ってはならない。

第7条(認定講師の責務)

- ① RTA認定講師は、自らが開講したRTA認定講座の受講生に対し、その者がRTA認定講師として承認されるまでの教育を行う責任を負い、故意に加入させない、RTA認定講師にさせないなどの行為を行ってはならない。
- ② RTA認定講師は、自らが開講したRTA認定講座の受講生との受講契約は、RTA認定講師自身との契約であることを認識し、当該受講生とのトラブルはRTA認定講師自身が(認定講師資格失効、または取り消し。あるいはRTAを退会、除名処分になった後でも)責任を以て対応するものとする。

第8条(法令の遵守)

- ① RTA認定講師は、RTA指定スクールを名乗り、その受講生を募集するときは、法に従いRTAの定めた概要書面(特定継続的役務提供取引の書面)を受講予定者に遅滞なく交付しなければならない。
- ② RTA認定講師は、RTA指定スクールを名乗り、またはRTA認定講師として、収入の保証、または就職の保証をした受講生募集活動(業務提供誘引販売)を行ってはならない。
- ③ RTA認定講師は、あたかもRTAまたはその協会員としての活動に関連があるようにホームページ(ブログやLINE、Facebook などを含む)に表示あるいは口外して、RTAが指定する以外の一切の商行為を行ってはならない。

第9条(RTA 認定講師資格の有効期限と更新について)

- ① RTA 認定講師資格の有効期限は、第3条①項の認定承認後満3年とする。
- ② 更新を希望する者は、RTA が主催する(日本セラピスト認定機構が開催)「RTA 講師更新検定」を受講した上で、RTA の許諾のもとに更新をすることができる。

第10条(RTA 認定講師ライセンスならびに RTA 指定スクール資格の失効について)

- ① RTA 認定講師がライセンス有効期間内の途中に RTA 指定スクールを閉校する場合は、書面にて RTA に届出るものとし、RTA が届出を受理することによって RTA 認定講師ライセンスならびに RTA 指定スクールの資格を失効する。
- ② RTA 認定講師が RTA 認定講師ライセンス有効期限内に第9条②項の「RTA 講師更新検定」を受講しなかった場合は、RTA 認定講師ライセンスならびに RTA 指定スクールの資格を失効する。
- ③ RTA 認定講師が RTA を退会した場合には、その時点で RTA 認定講師ライセンスならびに RTA 指定スクールの資格も失う。

第11条(RTA 認定講師資格取り消しについて)

- ① RTA 認定講師が、RTA 指定スクール開業基準を満たしていないと認められた場合や、虚偽の報告があったと認められた場合、ならびに RTA 賛助会員加入規約、RTA 認定講師規約に反する行為があった場合には、RTA は認定講師資格の取り消しを行うものとする。
- ② その他、RTA が RTA 認定講師として相応しくないと認めた場合には、認定講師資格の取り消しを行うものとする。

第12条(除名)

- ① RTA 認定講師が本規約の定めに対する行為を行った場合及び RTA との信頼関係を失わせるような行為を行った場合には、RTA は RTA 認定講師をロイヤルセラピスト協会賛助会員加入規約の規定に基づき除名するものとする。除名処分を受けた者は、RTA 認定講師資格および RTA 指定スクール開講の資格を失う。この場合、RTA 認定講師は当該除名処分について一切異議を申し立てない。
- ② 前条の場合、RTA は除名処分内容を RTA 会員専用ページ内に写真付きで公開するものとする。
- ③ RTA 認定講師が除名処分を受けた場合には、取得した RTA 認定資格の全てが剥奪されるものとし、またそれ以後 RTA に類似する活動の一切が禁止される。
- ④ 除名処分を受けた RTA 認定講師は、RTA 加入者ならびに受講生との係わりを禁止される。

第13条(RTA認定講師資格の失効、認定取り消し、除名処分者が負うべき責務)

- ① RTA認定講師が、RTA認定講師資格を失効し、または認定を取り消され、または除名処分を受けた場合(以下まとめて「当該処分」という)には、RTAが発行した「RTA会員証」「RTA認定講師ライセンス」を速やかにRTAに返還するとともに、RTA認定講師活動ならびに指定スクール活動を中止しなければならない。この場合RTAの商標を使用したホームページの削除ならびに広告も直ちに中止し、カルチャーなどの講座開催についても中止しなければならない。
- ② 前項の場合において、当該講師の開講していたRTA認定講座の全科目認定試験合格後、RTAに未加入またはRTA認定講師として承認されていない者(以下、「卒業生」という)ならびに、仮認定は終了しているが認定試験に合格していない生徒と受講途中の生徒(以下、「受講生」という)がいる場合には、当該講師は処分確定日から1週間以内にRTAに報告し(協会本部宛に該当者の『氏名、住所、連絡先、受講内容(途中経過も記載すること)』を文書で提出すること。該当者がいない場合はその旨を文書で提出すること)、転校手続きはRTAに一任しなければならない。
- ③ 当該処分を受けたRTA認定講師は、受講生に対して理由の如何を問わず受講料金を返金しなければならない。また、卒業生と受講生が転校を希望した場合、転校先のRTA認定講師に対して下記に従い、転校に伴う補講料金などの費用を負担しなければならない。尚、転校に伴う補講料金とは、卒業生ならびに受講生が「受講中～認定試験合格後、協会に加入して、RTA認定講師として承認されるまで」にかかる補講時間から算出するものとする。
 1. 転校を希望した卒業生の場合は、RTA認定講師として承認されるまでにかかる補講料金を転校先のRTA認定講師に対して支払わなければならない。
 2. 転校を希望した受講生の場合は、概要書面に則した受講料返金金額に、転校に伴う補講料金などの費用を合算した金額を、転校先のRTA認定講師に対して支払わなければならない。
 3. 転校を希望した受講生がRTA認定講師である場合は、概要書面に則した受講料返金金額に、認定試験に合格後、ディプロマを発行するまでにかかる補講料金などの費用を合算した金額を、転校先のRTA認定講師に対して支払わなければならない。
 4. 受講途中(仮認定終了前)の受講生が退学を希望した場合は、概要書面に則した受講料返金金額を受講生に延滞なく支払わなければならない。
 5. 転校先のRTA認定講師に対して支払う「転校に伴う補講料金などの費用の算出」は、RTAが卒業生と受講生ならびに、転校先のRTA認定講師と協議の上算出する。
 6. 転校を希望しない卒業生ならびに受講生は、転校先が決まるまでRTA理事会を転校先とし、概要書面に則した受講料返金金額ならびに、その間にかかる補講料金等はRTAが当該卒業生ならびに受講生と協議の上、当該処分を受けたRTA認定講師に請求する。
- ④ 前項の「1. 2. 3. 」の請求は、RTAから当該処分を受けたRTA認定講師に通知するものとし、当該処分を受けたRTA認定講師は、通知内容に従って、転校先のRTA認定講師に支払うものとする。
前項の「6. 」の請求は、RTAから当該処分を受けたRTA認定講師に通知するものとし、当該処分を受けたRTA認定講師は、通知内容に従って、RTAの定めた銀行口座に振り込むこと。RTAは入金確認後、卒業生または受講生と協議内容に則って取り扱う。

- ⑤ 前項の場合において、当該処分を受けたRTA認定講師が退学を希望した受講途中の受講生に対して速やかに受講料金の返金(前項③4.)をしない場合、あるいは概要書面に則した受講料返金金額ならびに転校に伴う補講料金などの費用の分担(前項③1. 2. 3. 6.)をしない場合には、受講生あるいは転校先のRTA認定講師の求めに応じて当該金員をRTAが立て替えることができる。その場合、当該処分を受けたRTA認定講師は(RTAを退会、あるいは除名処分になった後でも)、RTAの求めに応じて上記立替金について、年14. 6%(閏年は年14. 64%)の割合による遅延損害金を付して返済しなければならない。
- ⑥ 転校を希望しない卒業生ならびに受講生は、当該処分を受けたRTA認定講師の責任とし、RTAは一切の責任を負わないものとする。
- ⑦ 当該処分を受けた後でも、本規約第3条③、第6条②③④⑤⑥⑦、ならびに「RTA賛助会員加入規約」「RTA認定講座受講規約」の効力は継続する。

第14条(損害賠償)

- ① RTA認定講師が上記規約定めに反した行為を行った場合、RTA認定講師はRTAに、当該違反行為によって得た受講料、商品代金等一切の收受の合計金額と同等の損害賠償義務を負うものとする。なお、RTA の被る損害が上記金額を超える場合には、加入者は、RTA の被った一切の損害を賠償する義務を負う。
- ② RTA認定講師がそれ以外の定めに対する場合には、加入者はRTAの被った一切の損害を賠償する義務を負う。

第15条(本規約の改正について)

- ① 本規約はRTA理事会の決議によって改正することができる。改正にはRTA理事会に全ての権限があり、RTA加入者ならびにRTA認定講師の同意を必要としない。
- ② 本規約の改正が理事会で決議された場合、RTA認定講師は本規約の改正を承認するものとする。故に、新しいRTA認定講師規約に署名、捺印していなくても、改正後のRTA認定講師規約を遵守しなければならない。

第16条(管轄)

本規約に基づくRTA認定講師とRTAとの間の紛争については、東京地方裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

私は貴協会に加入し、RTA認定講師として活動するにあたり、上記規約を遵守することを約束します。私が上記規約を遵守しなかった場合、RTA認定講師ライセンスを取り消されることについて予め承するとともに、貴協会から損害賠償の請求を受けても異議を申し立てません。

ロイヤルセラピスト協会 御中

署名日

RTA8 析 ID

署名

RTA 指定スクール開業基準

(2019年1月12日改正・2019年7月5日オンライン署名改訂版)

チェック項目

RTA 認定講師の承認を希望する方は以下の RTA 指定スクール開業基準 1～10 の全てを承諾するものとします。

〔RTA 指定スクール開業基準〕

- 開業基準1 ロイヤルセラピスト協会賛助会員加入規約に同意し協会員であること。
- 開業基準2 日本セラピスト検定機構が開催する「RTA 講師認定検定(講座)」を修了していること。
- 開業基準3 ロイヤルセラピスト協会(RTA)の名称を使用して、スクール名(屋号)を表記する場合には、スクール名の前に「指定」を必ず入れること。
- 開業基準4 スクールの運営(サロンの運営含む)に際して、一般の方からのお問合せの電話に必ず出ること。電話での一声が屋号であること。その場合サービス業としての電話の対応が来ていること。電話に出る事ができない場合には留守番電話に切り替えること。その場合、固定電話あるいは転送先の携帯電話の留守電は自身の肉声で録音してあること。
- 開業基準5 協会からの最新の情報と帳票類を入手する為にパソコンを所有しており、添付ファイルを送受信できる E-mail が使用できる環境にあること。ならびに、最新の帳票類を正しく使用すること。
- 開業基準6 第三者(一般の方)からみて、所在地に RTA 指定スクールが存在するという事が看板などで表記されていること。出張専門の場合やご自宅での開業の場合も玄関などに必ず表記すること。
- 開業基準7 ロイヤルセラピストウェブの「全国 RTA 指定スクールのご案内」ページ内の指定スクール一覧への掲載を了承すること。
- 開業基準8 ホームページ(ブログや mixi、Twitter、Facebook などを含む) & 広告を作成するときには掲載規定を遵守すること。
 - ◇ RTA ロゴや RTA の名称ならびに RTA に登録している屋号や指定スクール代表電話番号を記載したページ内に、RTA 以外の資格講座やサロンメニューを掲載してはならない。
 - ◇ ロイヤルセラピストウェブ内の指定スクール一覧からリンクする、オリジナルホームページには RTA に関すること以外の内容を記載してはならない。
 - ◇ RTA ロゴまたは RTA の名称を記載していないオリジナルのホームページやブログであっても、RTA 認定講師の肩書きを背負っている立場として、責任ある活動と表記を行うこと。
 - ◇ 特定商取引法、不正競争防止法に準じた表記を行うこと。
- 開業基準9 認定講師として最新の情報を入手するために、RTA が主催する(リーダー主催含む)セミナーに積極的に参加すること。(1年以上全く参加しない場合は認定講師資格を失うことがあります)
- 開業基準10 RTA 講師認定検定修了後、3ヶ月以内に開業すること。

〔セラピスト名を使用する方〕→セラピスト名で指定スクールを開業する方は以下の内容を全て承諾するものとします。

- 使用できるのは「旧姓」or「名前のひらがな」表記のみであること。
「名前のひらがな」とは住民登録した漢字名の「ひらがな」表記であり、自由な名前ではありません。
- 指定スクール一覧に表記する認定講師名をセラピスト名にすることから、会員登録氏名もセラピスト名に変更すること。(発行済のディプロマの氏名は変更しません)
- RTA 賛助会員加入規約、RTA 認定講師規約の署名は住民票の氏名とセラピスト名を記入すること。
- ホームページや名刺にはセラピスト名を記載すること。
- セラピスト名は RTA の許可なく変更することはできません。

私は貴協会に加入し、RTA 認定講師として活動するにあたり、RTA 指定スクール開業基準を満たしたスクール運営を行う事を約束します。私が上記開業基準を満たしていないと認められた場合や、虚偽の報告があったと認められた場合に、審査の結果、不承認あるいは認定取り消し処分を受けても異議を申し立てません。

ロイヤルセラピスト協会 御中

署名日

RTA8 桁 ID

署名